

第1部 鳥取県の環境の概要

第1章 公害の概要

昭和42年8月 公害対策基本法が制定されて以来、各種関係法令、行政機構の整備、規制の強化、公害防止施設の整備が図られてきた結果、本県の公害の状況は徐々にではあるが総体的に改善されつつある。

しかし一方では、中小事業所からの排水による水質汚濁、畜産業からの悪臭及び水質汚濁、事業活動に伴う騒音やクマ等の生活騒音が問題となっておりその対策に努めているところである以下、公害の現状について述べる

1 大気汚染

大気汚染原因物質のうち、現在 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質について環境基準が定められているが、県が実施している大気汚染物質常時監視測定結果では、経年的にみて ほぼ環境基準を満足しており 本県の大気は清浄であるといえる。

一方、自動車排出ガスについては 毎年状況調査を行っているが 現時点では問題になるほどの汚染濃度には至っていない。

2 公共用水域の水質

公共用水域の水質の現状は、下記のとおりである。

【健康項目—カド、ウム、総水銀、シアン等】

県下の千代川等13河川、湖山他等4湖沼、美保湾及び日本海沿岸の2海域の水質調査結果では、すべて環境基準に適合しており、清浄であった。

【生活環境項目—BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等】

1級河川 千代川、天神川、日野川については、おおむね下流部は環境基準類型A(BOD 2ppm以下)、上流部は環境基準類型AA(BOD 1ppm以下)に適合しており清浄である。

2級河川 どの河川もおおむね清浄といえるが、塩見川（箭浜、海士）河内川（宿、宝木）勝部川（善田、青谷）で若干汚濁がみられる。

都市河川 BOD（生物化学的酸素要求量）についてみると、旧袋川（河川類型C相当）、玉川（河川類型D相当）は、前年よりよくなっている 又旧加茂川（河川類型E

より悪い)は前年より悪化している。

湖 沼 COD (化学的酸素要求量)についてみると、東郷池(湖沼類型C相当)、中海(湖沼類型B~C相当)は前年より若干良くなっているか、多鯰池(湖沼類型B相当)は横ばい状態であり、湖山池(湖沼類型C相当)は、前年より若干悪化している

海 域 COD (化学的酸素要求量)についてみると、美保湾(海域類型A~B相当)は、前年に比べるとほぼ横ばい状態となっており、日本海沿岸海域(海域類型A相当)は前年より良くなっている

3 騒 音

騒音に関する公害苦情を発生原別にみると金属、機械、木材加工工場等から発生する騒音が多く、また住居地域においては、クーリングタワー、クフからの騒音が主要な発生源となっている。その他新しく飲食店営業に伴う「カフオケ」騒音の苦情が問題となっている

4 振 動

振動に関する苦情はほとんどみられないが、振動の規制に関しては、昭和53年6月を目標に県下4市(鳥取市、米子市、倉吉市、境港市)を地域指定するよう作業を進めている。

5 悪 臭

本県の悪臭公害は、畜産業に起因するものか主になっている。

昭和52年度、県下の規制地域内における調査では、アンモニアについては、養豚業2施設、魚粉製造業1施設、メチルメルカプタンについては、養豚業4施設、魚粉製造業1施設、し尿処理場3施設、ごみ焼却場1施設、パルプ製造業1施設、へい獣処理場1施設、トリメチルアミンについては、魚粉製造業1施設について基準を超えるものがみられたが、硫化水素、硫化メチルの規制物質については基準値をこえるものはなかった。

6 地 盤 沈 下

県内の地盤沈下は鳥取市の市街地約6km²にみられる。

昭和52年度の測量によると、沈下量の最大は鳥取市田園町の390^{cm}/_年で、南に行くに従って減少している。

第 2 章 自然環境の概要

高度経済成長に伴う大規模な開発事業の促進は、自然生態系の著しい破壊を招来した。すなわち大規模な住宅団地、別荘、ゴルフ場、森林等の開発行為や土石の採取が自然環境保全に配慮を欠き、かつ無計画に行われたことにより、都市及びその周辺から森や林、沼、他等の緑や水が減少し貴重な自然が損なわれ、良好な生活環境を阻害され、今日ではこれらの保護に対して深刻な問題が提起されるにいたった。

こうした一般的な傾向にもかかわらず、本県の自然はまだ豊かで優れた部分を多く残している。昭和 48 年度に環境庁が実施した自然環境保全調査によると、本県では、地勢や立地条件の制約などにより、従来から主たる経済基盤を農業においてきたため、幸いに自然環境の破壊はさして被らず今日にいたっている。従って、山地域はいうに及ばず、市街地周辺においても緑が広がり、優れた社叢や森林が多数残存している。このことは、市街地、農耕地の県土に占める比率 26.3 パーセントに対し、草原、人工林、原生林の占有率は 73.7 パーセントに及ぶことをみてもよくわかる。

一方、海域においても、140 キロメートルに及ぶ海岸線のうち、人為の全く加わらない純自然海岸は 7.4 % もあり、しかも水質汚濁の指標である透明度、化学的酸素要求量は、ともにわが国の海域平均を著しく上廻り、殆んど汚濁のない最高の自然度を示している。

県は、このように豊かで貴重な自然を保全することにより、県民すべてが自然の尊さを認識し、自然の恩恵を永久に享受可能ならしめるための各種の施策を総合的、計画的に推進している。